

空港の設置及び管理に関する基本方針について

- 「空港の設置及び管理に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)は、平成20年の空港法の改正とあわせ、空港法第3条に基づき定められたもの。
- 空港の設置・管理に密接な関連を有する者が多岐にわたる中で、これに携わる者の自発的で創意工夫に富んだ取組や、相互の有機的連携を推進するため、国土交通大臣が指針を示すもの。
- また、基本方針は、空港機能施設事業者の指定基準や空港脱炭素化推進計画の認定基準等の効果を付与されている。

改正の背景・今後の対応

- 今般、空港を取り巻く環境の変化を踏まえ、基本方針の内容を見直す改正を実施(令和8年4月適用)。
- 基本方針の見直し・改定は、原則として概ね5年ごとに行うとされているが、社会経済情勢等の変化を受け、基本方針を見直すべき事態が生じた場合は、見直し・改定の時期を待つことなく臨機応変に対応。

【航空・空港行政を取り巻く環境】

航空・空港政策の変化

- 成田空港の更なる機能強化
- 航空・空港の脱炭素化
- 空港の応需能力の拡大
- 空港DXの推進
- 保安検査の実施主体移行

等

周辺環境の変化

- 人口減少 / インバウンドの増加
- 近隣アジア諸国・地域の空港整備
- 国際情勢の不透明化
- 自然災害の頻発化・激甚化
- コンプライアンス意識の高まり

等

担い手不足や国内線の需要減少など、人口減少がもたらす危機への対応

国際的な交流拡大の取り込みなど、次世代の空港運営を見据えた空港のあり方改革

空港が果たす国民の安全・安心の確保へのニーズの高まり

担い手不足や国内線の需要減少など、人口減少がもたらす危機への対応

- 空港業務(グランドハンドリング・保安検査等)
 - └ 空港業務は、航空機の安全かつ効率的な運航に不可欠な業務である上、空港の満足度にも影響を与える業務。
 - └ 航空運送事業者等が空港業務を委託等する際、十分な業務遂行能力を有する事業者の選定や、当該事業者において、処遇改善や労働環境改善への積極的な取組等、業務が適切に行われていることを不断に確認することを推奨。
- 空港DXの推進
 - └ 搭乗関連手続の円滑化・迅速化や、グランドハンドリング業務の省人化・省力化等のイノベーションを官民が連携して推進。
- コンセッション事業の導入を含む空港経営改革の推進
 - └ コンセッション事業の導入は効果的かつ効率的な空港の運営を実現する有効な手段の1つであり、引き続き導入を推進。導入が困難な空港においても、各空港の特性に応じて、より効果的・効率的な運営手法を選択して空港経営改革に取り組む。

国際的な交流拡大の取り込みなど、次世代の空港運営を見据えた空港のあり方改革

- 成田空港の滑走路の新增設等
 - └ アジアの国・地域の他の主要空港と比較して遜色のない国際ハブ空港としての機能強化を図る。
- 空港アクセスの強化
 - └ 鉄道アクセスの輸送力強化・速達化のほか、駐車場の混雑対策に総合的に取り組む。
- 訪日外国人旅行者(インバウンド)
 - └ 持続的に観光客を受入れ、その効果を日本全体へ波及させていくため、空港が基幹的な交通ネットワークの構築に寄与。
 - └ 地方空港への国際線の就航拡大と、地方空港と拠点空港を結ぶ国内線の利用促進の双方を念頭に、空港マネジメントを推進。
- 空港の脱炭素化
 - └ 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、空港の脱炭素化を推進するほか、国際競争力のある価格でのSAFの導入を促進。
- ガバナンス(企業統治)の確保
 - └ 公共性の高い空港インフラの運営を担う民間事業者は、コンプライアンスをはじめとするガバナンス(企業統治)の確保に関する取組の実効性を十分に確保する必要がある。具体的には、ガバナンス確保のための指針等の整備と遵守の宣言や社外取締役・監査役等が監督する仕組みを含めた適切な経営の確保、国民に対する積極的な情報開示の実行等に努めることが求められる。

空港が果たす国民の安全・安心の確保への二一ズの高まり

- 防災・減災、国土強靱化
 - └ 空港の耐災害性や防災拠点機能を強化することで、空港周辺の地域防災力向上や国土強靱化へ貢献。
 - └ 災害時の迅速かつ円滑な対応のためA2-BCP(事業継続計画)を不断に見直すほか、災害時の権限代行制度を適切に運用。
- 経済安全保障
 - └ 拠点空港の機能強化と航空ネットワークの充実を着実に図ることで、経済安全保障の確立に資する。